平成 29 年第 1 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成29年第1回教育委員会会議

- 1 日 時 平成29年1月17日 (火) 13時30分~14時45分
- 2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室
- 3 出席者

教 育 長	長	岡	豊	彦
委員	池	田	光	司
委 員	池	田	官	司
委 員	佐	藤	淳	
教育次長	大	友	裕	之
生涯学習部長	Щ	根	直	樹
教育政策担当課長	加	藤	聖	治
教育政策担当係長	野	切	卓	
教育政策担当係長	堀	Ш	信	乃
教育政策担当係員	大	脇	章	広
学校教育部長	引	地	秀	美
教育推進課長	仙	波	晴	彦
学びの支援係長	及	Ш	貴	史
学びの支援係員	藤	本	麻才	大子
教育課程担当課長	長名	11(正	人
義務教育担当係長	伊	達	峰	史
義務教育担当係長	船	着	千	世
義務教育担当係長	三	浦	敦	司
義務教育担当係長	髙	橋	健	_
指導主事	牧	野	宜	英
指導主事	阿	部	晋	也
教職員担当部長	檜	田	英	樹
教職員課長	藏	田	忠	朗
服務担当係長	岡	田	隆	志
教職員係員	坂	本	諒	平
教職員人事担当課長	早	Ш	修	司
人事制度担当係長	田	中	裕	樹
人事係員	矢	澤	吉	明
人事係員	伊	藤	大	輔

教育制度担当部長山本真司教育制度担当課長佐藤伸二総務課長竹村真一庶務係長國方大翼書記吉田望

4 傍聴者 4名

5 議 題

- 議案第1号 「平成29年度全国学力・学習状況調査」への札幌市の対応に ついて
- 議案第2号 平成29年度以降の札幌市における学級編制について
- 議案第3号 平成29年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)について
- 議案第4号 平成29年度教育委員会事務点検・評価に係る学識経験者の決 定について
- 議案第5号 札幌市情報公開・個人情報保護審査会の答申に係る裁決案に ついて
- 議案第6号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成29年第1回教育委員会会議を開会いたします。 本日の会議録の署名は、池田官司委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日は、阿部タ子委員と長田正寛委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第4号及び第6号は人事に関する事項、第5号は審査請求に関する事項であります。

教育委員会会議規則第14条第2号及び第5号の規定により、公開しないこととしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第4号から議案第6号までは、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 「平成29年度全国学力・学習状況調査」への札幌市の対応について

○長岡教育長 それでは、議事に入ります。まず、議案第1号 「平成29年度 全国学力・学習状況調査」への札幌市の対応についてであります。事務局から 説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第1号「平成29年度全国学力・学習状況調査」への札幌 市の対応についてご説明いたします。

まず、お手元の資料1をご覧ください。昨年12月16日付で、文部科学省から、 平成29年度全国・学力学習状況調査の実施について通知があり、あわせて、本 調査への参加について照会がありました。

全国学力・学習状況調査の実施につきましては、平成19年度の実施以来、市民の関心が極めて高く、市議会においても取り上げられておりますことから、平成28年度調査と同様、平成29年度の調査につきましても、対応方針について、教育委員会会議に付議することとしたものであります。

まず、平成29年度全国学力・学習状況調査について確認させていただきます。 お手元の資料2、平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領をご覧 ください。

1ページのⅢ、調査の構成にありますように、平成29年度につきましては、 平成28年度と同様、悉皆調査である本体調査が行われるほか、保護者に対する 調査も併せて行われます。

1 枚おめくりいただいて、2ページをご覧下さい。3の(1)にありますように、本体調査の実施日は、平成29年4月18日(火)となっております。

続いて、資料3をご覧ください。これは、実施要領の昨年度からの主な変更 点について示した文部科学省の資料から、本市に関わる部分を抜粋した資料と なっております。

上から順にご説明いたします。

- ①「従来から公表している都道府県に加え、指定都市ごとの調査結果についても公表する」ことが追記されております。本市におきましては、平成27年度調査から市全体の平均正答率を公表してきておりますので、この追記による支障はありません。
- ②「文部科学省は、調査結果の個票データ等を大学等の研究者や国等の行政機関の職員に貸与する等ができる」ことが追記されております。

したがいまして、平成29年度の調査に参加するということは、同時に、平成 29年度の調査結果の個票データ等を、今後、文部科学省が別途作成する予定の ガイドラインに基づき、大学等の研究者や国などの行政機関の職員に貸与する ことを認めるということになります。

事務局といたしましては、これらのデータの貸与は、それらの情報を活用した学校教育の改善・充実や、学術研究の高度化に役立てることをねらいとしており、このことは、札幌市にとっても、大学などの研究者による多様な研究分析への活用や、教育施策改善・充実を可能とする仕組であると前向きに捉えております。

続きまして、③「学校設置者(市町村教育委員会)の判断の上、小学校調査の結果等を中学校に送付することができる」ことが追記されております。この点につきましては、本市の個人情報保護条例における取扱いについて確認するとともに、他の自治体の動向も踏まえながら、今後、事務局で検討していく予定としております。

④「保護者に対する調査の実施に伴う記載内容」が追加されております。これにつきましては、本市においても、小中それぞれ数校が抽出されることとなりますが、平成25年度にも実施しており、平成29年度も同様に実施可能と考えております。

以上を踏まえまして、今回お諮りしたいことは2点となります。 「別添」というインデックスがついているページをご覧ください。

1点目は、平成29年度全国学力・学習状況調査への対応についてであります。 教育委員会といたしましては、札幌市教育振興基本計画に位置付けている、 さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プランに基づく教育施策について、札幌市全体 の状況を把握し、改善を図っていくことや、また、各学校においても、児童生 徒の学習状況等に応じた教育指導の充実改善に役立てていくことが重要だと考 えており、昨年に引き続き、本調査に参加することとしたいと考えております。

1 枚おめくりいただき、2 点目は、過年度調査の個票データ等の公表・貸与への対応についてであります。

先ほど御説明いたしましたように、平成29年度の実施要領では、調査結果の個票データ等を大学などの研究者や国などの行政機関の職員に貸与することなどができることが追記されております。

しかしながら、平成28年度までの調査結果につきましては、当該年度の調査 に関する実施要領に基づいて取り扱うことが基本となるため、過年度調査の個 票データ等の公表・貸与について、文部科学省から同意を求められております。

事務局といたしましては、過去の調査結果につきましても、先ほどご説明いたしました平成29年度の調査結果のデータ貸与と同様の理由から、同意したいと考えております。

なお、学校名や設置者名を明らかにしたデータを貸与しようとするときは、

文部科学省として、貸与前に設置管理者(市町村教育委員会)の同意を得ることとなっており、また、それらのデータ貸与を行った場合にも、公表に当たっては、文部科学省が定める基準に合致しているか否かの確認を行うことになっております。

なお、札幌市では、学校間の序列化や過度な競争を招かぬよう、教育委員会として、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表は行わないとしてきておりますが、調査結果のデータの貸与に同意したとしても、その方針に変わりないことを申し添えておきたいと思います。私からの説明は以上であります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございました。ただいま、議案第1号についての説明がありましたけれども、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○池田(光)委員 新たな取組などがありますけれども、このような取決めに 至る前の議論は、どこでされているのでしょうか。

特に、行政サイドからすれば、文部科学省の申入れについては、ほぼ受け入れるということになると思います。

ただ、その手前にどのような背景があって、データ化をして、色々なものを 学校に取り入れてやっていくということは、私も良いものだと思うのです。

どういう過程といいますか、例えば、何とか審議会というみたいなものがありまして、そういうところで決められていくものなのか、この政策決定というのは、どういうところでされていくものなのかと思いました。どのような議論を経て、色々な政策が決められていくのかを知りたいです。

○教育次長 どのような会議の場を経て、このようになっているのかということを、背景も含めての質問ということですね。

○池田(光)委員 はい。

○教育次長 基本的には、文部科学省の初等中等教育局の教育課程課で、いろいろなデータを分析、活用などをいろいろな審議会に出したりしているのが通例でした。その中で、研究者から、国がデータを独占しているといった声が以前からありまして、この調査が大分馴染んできたので、今回、そのようなきちんとした手続をとっていくということです。

これは、おそらく、教育課程課ないしは、国立教育政策研究所で議論がなされたものと思われます。

昨今のいろいろな報道などを見ますと、そういった背景があると思います。

- ○池田(光)委員 むしろ、研究者の方たちの要望が強かったのですね。
- ○教育次長 国の機関だけが分析することについて、もっと色々な機関で研究をさせてほしいというような声があったということです。
- ○池田(光)委員 よくわかりました。
- ○教育課程担当課長 ①につきましては、来年度から県費移管になりますので、 それに合わせて、政令指定都市のデータについても公表すると、文部科学省が 判断したということになります。
- **○池田(光)委員** データ化をして、次の政策に活用するというのは、とても 良いことだと思います。
- ○学校教育部長 この調査は、あくまでも、その結果を広く生かしていく、それは学者さんの目を通したり、それから、小学校、中学校も連動させたりということもありますので、そのような幅広い活用の仕方をして、より効果的に生かしていこうという考えがあってのことだと思います。
- ○池田(光)**委員** 背景などが見えてくると、議論も深められるかと思いますので、またこのようなことがありましたら、教えていただければと思います。
- ○池田(官)委員 別添2の公表・貸与するデータの種類の個票データについてなのですが、これは、学校名までは、学校ごとのデータも個票データとして扱われて、研究者に貸与されるということなのでしょうか。

個票データは、当然、個人名までは含まれないと思うのですけれども、現時点で、個票データとして対応する可能性のある情報に、どのレベルの情報までが含まれることになるのかということを、少し分かっていることだけでも構いませんので、追加してご説明いただければと思います。

○義務教育担当係長 個票データにつきましては、基本的には、全ての数値データということにはなりますが、例えば、個人名などは、番号で記載されておりますので、個人名が特定されることはないと聞いております。

- ○池田(官)委員 個々のデータも含まれるのですか。
- ○義務教育担当係長 個々のデータも含まれます。
- ○池田(官)委員 含まれるのですね。その個票データを貸与して、それを研究に使うという趣旨は、非常に納得できるものなのですけれども、研究者にこの個票データを提供した際、研究者が他の報道機関等にデータを提供するなどの危惧は、文部科学省でどのように考えているのでしょうか。
- ○学校教育部長 その点につきましては、文部科学省の方で十分配慮した上で、 ガイドラインを作りますので、活用の仕方等も含め、それに則って対応してい くことになると思います。
- ○池田(官)委員 わかりました。そうすると、個票データに関しても、そのガイドラインがしっかりと作られるということなのですね。
- ○**佐藤委員** 調査への参加につきまして、それから、データの公表、貸与をする件につきましても、いずれも異論はありません。

特に、公表・貸与につきましては、そもそも、この調査自体が、検証、改善ということを目的にしているので、いわゆる国、自治体ばかりではなくて、我々のような研究者にもデータをいただけるという御判断は、大変ありがたいと考えております。

ガイドラインの決定がありましたら、よくそれを参照して、活用して、検証 に役立てたいと考えております。

- ○池田(光)委員 保護者への調査ということがありましたが、前回は何年も前でしたが、あのときのよかったことなど、逆に言うと、反省点ですとか、物足りなさのようなことについては、どのようなことがあったのでしょうか。
- ○学校教育部長 この点につきましては、抽出で何校か選ばれて、それを私どものほうで、文科省を通じて抽出された学校にお願いして、配慮事項等もお伝えした上で実施していただいております。

ですので、実施後に問題はあったのかということは、特に聞いてはおりません。

○池田(光)委員 今回の調査に当たっては、もっと効果的な方法を狙ってい

るのかといったようなことを感じたのですが、そこまでの議論はされていないということなのでしょうか。

- ○学校教育部長 おそらく、本調査の結果と、保護者の状況等の色々な調査と リンクして検証する部分は出てくるかと思います。
- ○池田(光)委員 ぜひ、よい形に生かすことができればと思いました。
- ○長岡教育長 ほかにありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおりということで決定することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、そのように決定いたします。

◎議案第2号 平成29年度以降の札幌市における学級編制について

○長岡教育長 続きまして、議案第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育制度担当部長 議案第2号について、ご説明いたします。

資料につきましては、議案の後ろに添付している札幌市立義務教育諸学校学 級編制についてをご覧いただきたいと思います。

この学級編制につきましては、今年4月から、札幌市で定めることになります。この平成29年4月1日以降からの札幌市における学級編制につきましては、まず、全体の話を申し上げますと、現在の北海道の基準と同様のものとなっております。

現行の北海道の学級編制の基準につきましては、国の法律で、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律という法律があります。 いわゆる、標準法と呼んでおりますが、これに基本的に則ったものであり、現 行のものを継続して維持することが妥当と考えたところです。

それでは、資料に従いまして、詳細な説明をいたします。

まず、資料の1番目ですが、これは、1学級当たりの児童・生徒数の上限を 規定したものであります。詳細につきましては、後ほど、別表でご説明いたし ます。

次に2番目ですが、これは、学級編制をするうえで、いつ時点の児童・生徒 数にするかという基準日に関する規定になっております。

原則、4月1日を基準日としておりますが、特別支援学級につきましては、 4月10日を基準日としております。

その下の附則でありますが、これは、学級編制が、今年の4月1日からの施 行になるという規定です。

その下の別表ですが、まず、1学級当たりの児童・生徒数の上限を、学校の 種別に定めております。

別表の上の部分、学級編制の区分であります。まず、右側に、単式学級とありますが、これは、同じ学年の児童・生徒のみで編制する学級のことをいいます。ほとんどの学校は、単式学級の編制ということになります。

その右側から複式学級となりますが、これは、異なる複数の学年の児童・生徒で編制する学級のことをいいます。

2個学年複式学級は、具体例としまして、2年生と3年生を一つの学級にする場合、2つ飛ばして右側の、5個学年複式学級の場合は、具体例として、1年生から5年生を一つの学級にする場合をいいます。

その右側の単級でありますが、これは、1年生から6年生までのすべての学

年を一つの学級にした場合をいいます。

その右側の特別支援学級でありますが、これは知的障がいなどのある児童生徒につきましては、通常の学級における指導だけでは十分に効果を上げることが困難なことから、その生徒を編制した少人数の学級ということになります。

一番右側ですが、重複障がい学級は、文部科学大臣が定める障がいを二つ以 上併せ有する児童生徒で編制する学級です。

続きまして、左側の学校種別についてですが、これは、学校種別ごとの1学級当たりの児童・生徒数の上限についての項目です。

まず、小学校の学級編制につきましては、1学級の上限を40人までとしております。ただし括弧書きにありますが、1年生につきましては、上限を35人までとしております。

右側の特別支援学級の上限につきましては、8人としております。

その右側の複式学級の基準ですが、上限は16人としております。ただし、1年生の学級が含まれる場合は、括弧にありますとおり、上限を8人としております。

次に、その下の中学校でありますが、この学級編制につきましては、単式学級は1学級当たり40人、複式学級は8人、特別支援学級は8人を上限としております。

なお、現在、小学校2年生及び中学校1年生は、現在、北海道の基準では、 上限が40人学級となっておりますが、35人学級を実施しております。これは、 国の加配を活用しているのですが、札幌市におきましては、今後も、現行と同 じように、平成29年度以降も引き続き、国から配当される定数の加配を活用し まして、基準は40人となっておりますが、35人学級を実施していきたいと考え ております。

次に、中段の、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を 主として行う特別支援学校の部分を説明いたします。

小学部につきましては、単式学級は1学級当たり6人、複式学級のうち、2個学年を一緒にした学級の上限は5人です。3個学年、4個学年、5個学年を一緒にした場合でも、それぞれ5人が上限になります。また、単級の場合は5人が上限となります。

最後に、重複障がい学級は、1学級当たり3人を上限とします。

特別支援学校の中学部につきましても、ただいまご説明した小学部の学級編制と同様の考え方であります。

なお、別表の一番下の「複式学級のうち」から始まる部分は、複式学級を行わない場合の特例基準となっております。

以上が、平成29年度以降における札幌市の義務教育諸学校の学級編制につい

てです。

冒頭で申し上げましたが、現在の義務標準法に沿った北海道の基準と同様と している学級編制案となっております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

- ○長岡教育長 ありがとうございました。議案第2号の説明に対し、ご質問や ご意見がありましたらお願いいたします。
- ○池田(光)委員 今回、札幌市でも、主体的に色々なことが決められるようになった中で、1学級何名体制ぐらいの人数がよいかという議論は結構されたのですか。
- ○教育制度担当部長 現在の経緯があり、そこを検証するということもあると 思うのですが、一方で、法律で標準を定めている部分がありますし、他都市の 動向などもあります。そのような中で、現在、北海道が定めている現行の基準 を継続して行うことが妥当ではないかという結論に至ったというところです。
- 〇池田(光)委員 諸外国は、もっと少ない人数でやっている経緯がありますね。どれが正しいのかは私にもわかりませんけれども、そのような議論は、法律の縛りがあるのかもしれませんが、どのくらいの人数でやるのかということは、大きな研究テーマだと思うのですが、また、検討をしていただければと思います。

加えて、2ページ目の道の表ですが、札幌市に当てはまるのはどれですか。 全部が当てはまるのですか。

- ○教育制度担当部長 小学校で複式になりますと、今、学校が1校しかありませんし、中学校に関して言えば、そのようなところがありませんので、実態としてないところもあります。ただ、おおむね、あるということになります。
- ○池田(光)委員 2個学年の8名というのはどこでしょうか。
- ○教育制度担当部長 定山渓小学校が複式学級で、5年生と6年生がそうなっています。
- ○池田(光)委員 定山渓小学校は少ないですものね。

- ○**教育制度担当部長** 例えば、その下の中学校の複式学級というのは、実態と してはありません。
- ○池田(光)委員 中学校は、ないのですね。
- ○教育制度担当部長 はい。
- ○池田(光)委員 この40人の単式のみということですね。
- ○教育制度担当部長 はい。
- ○池田(光)委員 そうすると、2個学年の複式学級の8人というものだけが ないということですね。
- ○教育制度担当部長 はい。今は、複式学級がありません。ただ、先ほど、中学1年生と小学2年生については、40人になっておりますが、加配を使って、引き続き35人学級でやっていくということになります。
- ○長岡教育長 ほかにありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり決定するという ことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、そのように決定いたします。

- ◎議案第3号 平成29年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)について○長岡教育長 続きまして、議案第3号について、事務局から説明をお願いいたします。
- ○生涯学習部長 議案第3号について、ご説明させていただきます。

別添資料の1番目の「概要」をご覧ください。事務点検・評価は、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施するもので、本市 におきましては、札幌市教育振興基本計画の進行管理を兼ねております。

内容としましては、教育振興基本計画における全ての基本施策について、成果指標の動向をもとに28年度の総括をすることと、個別項目として選定した施策につきまして、28年度の事業・取組の結果や成果を検証し、課題や目指すべき方向性を明らかにすることとしております。

次に、2番目の「個別項目に係る施策の選定」をご覧ください。

(1)の選定方法ですが、施策の進行状況や今後の展開、社会情勢などを勘案し、原則として同じ基本施策に位置づけられた施策を選定することとしております。

点線の枠内に記載がありますとおり、平成27年度から31年度までの5年間で、 教育振興基本計画の前期の教育アクションプランに掲げた全ての施策を最低1 回は選定することを基本としております。

続きまして、(2)の「選定施策」についてです。

- 一枚おめくりいただき別紙をご覧ください。選定する施策は、全部で7つでありまして、個別項目として二つにまとめております。
- 一つ目の個別項目は、「自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進」です。 施策としては、「分かる・できる・楽しい授業の推進」「科学的リテラシー を育む学びの充実」「自分らしい生き方を実現するための進路探究学習の充実」 「生涯にわたる学びの基盤を育む学習の充実」「学校図書館の機能強化」の以 上、五つであります。

これらの施策は、学校教育の様々な分野に関わるものであるため、教育振興 基本計画の前期の教育アクションプランの計画期間、平成26年度から30年度ま での半分を経過した、来年度の平成29年度に選定したいと考えております。

なお、施策 2-3-3の「学校図書館の機能強化」につきましては、施策 1-1-6 「生涯にわたる学びの基盤を育む学習の充実」と関連が深いことから、効果的・効率的な点検・評価とするため、同時に選定したいと考えております。 こつ目の個別項目は、「学びの場の連携の推進」です。

施策としては、「異校種体験・異年齢間交流の充実」「校種間の連携による 連続性のある教育活動の充実」の二つです。 就学・進学時の移行・接続をより円滑にするため、学びの場の連携の必要性が一層高まっていることから、これらの施策を平成29年度に選定したいと考えたところであります。

別添資料にお戻りください。下段にある3番目の「協議」についてです。

平成28年度の教育委員会事務事業における課題や、今後の方向性について、 皆様にご協議いただくものであります。

4番目の「視察及び児童生徒等との意見交換」につきましては、選定施策に 係る事業・取組につきまして、より理解を深めていただき、効果や課題を的確 に把握することを目的に、視察や児童生徒等と意見交換を実施するものです。

おめくりいただいて、裏面をご覧ください。5番目の「学識経験者の知見の活用」につきましては、事務点検・評価結果の客観性を確保するために、学識経験者の知見を活用するものであります。学校教育に精通する方1名と、社会教育に精通する方1名の計2名の方から、書面で意見を頂戴したいと考えております。

続きまして、6番目の「報告書の構成」であります。これらが報告書を構成 する項目となりまして、今年度作成した報告書と同様となっております。

7番目の「報告書の決定・議会提出・公表」です。協議等を経てまとまった報告書(案)につきまして、教育委員会会議の議決をもってご決定いただきたく存じます。

決定した報告書につきましては、第3回定例市議会に提出するとともに、ホームページへの掲載等により公表することといたします。

最後に、8番目のスケジュールをご覧ください。本日、実施要領を議決いただけましたら、事務局で調書の作成作業等を進めまして、皆様には、5月中旬ごろからご協議をしていただきたいと考えております。以上で、私からのご説明を終わらせていただきます。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございました。議案第3号の説明について、ご質問 やご意見がありましたらお願いいたします。

○池田(官)委員 平成29年度に重点的に評価をする項目の選定については、 このとおりでよいのではないかと思いますが、ほかの項目についても、例年の ように全般的な評価といいますか、オーバーオールな評価というのは、平成29 年度についても、例年どおり行うということでよろしいのですね。

○生涯学習部長 基本施策単位での成果指標の動向等をもとに、総括するとい

う取組は、例年と同様に29年度も実施したいと考えています。

○佐藤委員 ご提案に異存はありません。別添4の視察の部分なのですけれども、今回は特に、基本施策1-1の中でも授業に関わる項目が四つ入っておりますことから、視察につきましても、できるだけたくさんのケースを拝見したいと思いますので、ぜひご配慮いただければと思います。よろしくお願いします。

〇生涯学習部長 わかりました。検討して、また改めてご報告させていただきます。

○長岡教育長 ほかにいかがですか。

〇池田 (光) 委員 参考資料 1 の基本施策 1-2 の「共に生きる喜びを実感できる活動の推進」に、施策 1-2-1 「命を大切にする指導の充実」というものがあります。

昨年、対象としましたが、これは、順送りでやるという項目とは少し違い、 できれば毎年、事務点検・評価の対象としていくような心構えがあってもよい のではないかと思いますが、どのようにお考えですか。

2年続けてというのはどうなのかと思いながら、毎年、春先から色々なことが起きていく中で、長いスパンで考える色々な政策がありますが、これは、待ったなしのことがたくさんあるような気がするので、少し連続してやってみるような考えはいかがですか。

○生涯学習部長 基本施策単位、ここでいえば基本施策1-2の「共に生きる 喜びを実感できる学習活動の推進」の中でそれも含めて総括して点検・評価す る場面があります。

委員がおっしゃるとおり、非常に重要な項目だと思いますので、その総括の中で、点検・評価をしたいと考えております。

○池田(光)委員 個別項目は別個にやっていくということですね。

これは、今年度対象にしたので来年度はしないということではなく、しばらく続けたほうがよいのかと思ったのです。ただ、実際には、学校現場でそういう指導を結構されているということも理解できますので、どちらがよいかと思い質問をさせていただきました。

○長岡教育長 ほかにありますでしょうか。この事務の点検評価という観点から考えると、教育委員会が所管している 事務が適正に執行されているかどうかという観点から、法律で定まって点検・評価をするということなので、やはり全体的に見ていって、1年でできないものを何年かに分けてやるということだと思います。

ただ、池田(光)委員がおっしゃったように、命を大切にする指導の充実は 非常に重要な取組ですので、それは、これとはまた別個の観点からも教育委員 会で見ていくというのが必要かと思います。

そこはこれにかかわらずということで、都度、何かが起こってからではなくて、それを適時適切に事務局としても関心を持って見ていくということが大事なのかと思います。

○池田(光)委員 そう言っていただいて、ほっとしました。痛ましい、悲しい事故などがあったりするので、こうしておけばよかった、ああしておけばよかったという反省が結構出てくるものですから、ぜひ、そのような観点からお願いできればと思います。

○長岡教育長 ほかにありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号につきましては、提案どおり決定するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、そのように決定いたします。議案第4号からは公開 しないことといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

〔傍聴者は退席〕

以下 非公開